

答 申 第 201 号
平成17年12月 1日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年4月25日付け道計第30号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年3月2日付けで異議申立人から提起された平成17年1月17日付け道計第255号で行った行政文書開示決定及び行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が下記1の開示請求に対して「『佐倉市井野東土地区画整理事業の事前説明』会議録」及び「佐倉市井野東土地区画整理組合の設立認可申請に係る事前協議について（回答）」を特定して行った行政文書開示決定（以下「本件決定1」という。）並びに下記2の開示請求に対して対象文書の不存在を理由に行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）は妥当である。

記

- 1 「国道道路改築事業国道296号バイパス工事に係る佐倉都市計画事業井野東土地区画整理事業の費用負担に関する覚書」にいたる事前協議等過程がわかる文書全般（以下「本件請求1」という。）
- 2 とくに事業計画変更（03.4.11）認可の折、公管金について言及し、変更せずとのチェック・確認がわかる文書（以下「本件請求2」という。）

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年1月17日付け道計第255号で行った本件決定1及び本件決定2の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 井野東土地区画整理組合事業の事業計画書内の資金計画「収入の部」において性格・金額ともに重要な位置を占める「公共施設管理者負担金」（以下「公管金」という。）の算定根拠にかかわる行政文書の全てを開示請求したが、①未開示文書があることが推測できる。また、②その文書検索方法、③開示方法に疑義がある。
- (2) 公管金についての協議した打合せ・会議の記録・資料のすべてが開示されていない。

平成16年11月以来、2度にわたり上記公管金の算定方法がわかる行政文書の開示を申請してきたが、直接にかかる文書として、印旛土木

事務所名による「（上記組合）事業の施行に伴う公共施設管理者負担金認定のための施行別費用総額比較」（平成15年2月13日現在）1枚が開示された。いつだれの不動産鑑定かも不明なままの文書であったので、再度、算定基準、算定方法、公管金について佐倉市井野東土地地区画整理組合（以下「組合」という。）と協議した打合せ・会議、そこに提出された資料等すべての文書の開示を求めたところ、平成17年1月17日、関係文書の一部が開示されたのみである。しかし、組合認可の際の組合の事業計画書に付された「経過報告書」によれば、組合は公管金について、少なくとも次のように8回の協議を行っていることは明らかなので、上記開示文書以外にも打合せ・会議の記録及び資料は存在するはずである。にもかかわらず、開示は一部文書に過ぎなかった。

本件開示は、文書管理と文書検索方法の不備を補充する手立てをしないまま漫然とした検索結果を開示したことに異議を申し立てる。

平成10年 2月 3日 組合と印旛土木事務所

平成11年 8月10日 同上

9月17日 同上

12月14日 組合と道路建設課

平成12年 3月 8日 組合と印旛土木事務所

3月28日 同上

平成13年 2月 6日 組合と印旛土木事務所、佐倉市都市整備課

4月17日 同上

- (3) 開示の際、公管金11億300万円という数字がいつどのように決まったのかを示す文書の調査回答の不備。

平成17年1月17日に開示された文書につき、不足の文書の検索・調査・提示を依頼したところ、その回答は2月25日であった。道路計画課（平成15年度以前における道路建設課。以下同じ。）より当該文書がないという結果報告が電話でなされた。回答の不備、遅延は著しく、異議申立ての始期を1月17日とするならば異議申立てのための準備を著しく害するものであり、始期は2月25日と見るのが合理的ではないのか。にもかかわらず、異議申立ての期間の始期は動かせないという対応は、情報公開制度における異議申立ての趣旨に反し、形式的過ぎる運用である。

なお、1月17日開示当日、不足文書につき、「あらためて行政文書公開申請をしましょうか」との当方から申出を不要とされた経緯もあっただけに、納得できない対応に異議を申し立てる。

- (4) 文書管理の不備と文書検索の方法に疑義がある。
上記(2)の電話回答の折、担当者は、当該文書調査に際して、「組合にも問い合わせたが、組合でも持っていない。」と話していた。公管金の受領者である組合に行政文書の所在を問い合わせること自体、その回答の公正さや透明性が確保できないばかりか、文書の隠匿や改ざんをさえ助長しかねない担当者の対応、決定に異議を申し立てる。
- (5) 組合の「事業計画書(案)」における資金計画収入の部に明示されている、県からの公管金11億300万円という金額は、開示文書、平成12年9月12日付け「印整332」に始めて浮上する。しかし、公管金をテーマとした会議が、「資料等の配布のない簡易な打合せやあいさつ程度の面談」の形で実施されたとは考えられないから、会議録は残されているはずである。もし「簡易な打合せやあいさつ程度の面談」で公管金の金額について話し合われていたとしたら、それ自体問題である。
- (6) 当然残されていなければならない会議録が保有されていないということは文書管理・保管の上で重大な瑕疵があり、法令違反の疑いがある。高額な公管金についての協議記録がないまま放置したことには重大な不作為があったといわざるを得ない。
- (7) 異議申立人は、担当職員に組合作成の「経過報告書」の存在は教示したが、記録・資料等の確認を組合にせよ、という要請はしたことがない。上記(4)における「組合に行政文書の存在を問合せること自体～」との記述のとおりである。組合への問合せが隠匿や改ざんを助長しかねない可能性は通常想定できることであり、無防備な認識は公務員としての自覚が足りないことを指摘したのである。担当職員の「誠意」とか「年度末という多忙な時期にも関わらず対応した」というのは、誠意を持った対応は公務員として当然の義務であって、異議申立人の主張を退ける理由にはなりえない。
- (8) さらに「理由説明書」の趣旨が不明確で、担当職員の勤務の自己評価の場であるのか、愚痴を言う場であるのか錯覚するほどであり、行政文書にふさわしくない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 国道道路改築事業(国道296号八千代バイパス)について

一般国道296号八千代バイパスは、八千代市域及び佐倉市域の交通渋滞の緩和を図るため整備を進めている延長5.2kmの2車線道路である。

このうち佐倉市井野東土地区画整理事業区域内の道路用地については、公管金により取得することとし、平成15年度に組合と道路管理者である実施機関が平成15年度から平成20年度までを負担期間とし、覚書を締結している。

2 本件決定1について

(1) 請求に係る開示決定について

本件請求1に対し、平成12年9月27日「佐倉市井野東土地区画整理事業の事前説明」会議録と平成12年11月27日付け道建第165号による組合の設立認可申請に係る事前協議について（回答）の2件の文書を特定し、開示する本件決定1を行った。

(2) 対象文書の特定について

本件請求1については、平成16年12月16日に別の文書開示を実施した際に、異議申立人から追加で請求することを聞いており、請求の内容について理解していたことから、実施機関の担当課としての道路計画課では、その対象となる全ての文書目録及び文書書庫から検索し、特定したものである。

(3) 本件決定1の文書について

ア 平成12年9月27日「佐倉市井野東土地区画整理事業の事前説明」会議録

「佐倉市井野東土地区画整理組合の設立認可申請に係る事前協議」に先立ち、組合設立準備会から道路関係課へ事前協議が行われた会議の議事録である。

イ 平成12年11月27日付け「道建第165号による佐倉市井野東土地区画整理組合の設立認可申請に係る事前協議について（回答）」平成12年11月15日付け、都整第362号で都市部都市整備課から組合の設立認可申請に係る事前協議の照会に対する回答である。

3 本件決定2について

本件請求2については、土地区画整理事業の変更認可に際し、道路計画課が、公管金について確認を行う制度になっておらず、開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため、本件決定2を行ったものである。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、公管金について協議した打合せ・会議・資料の全ての文書が開示されていないとし、他に文書があると主張している。

しかし、異議申立人から前述のとおり開示請求があり、これに対し道路計画課は全ての文書の中から特定を行い開示決定等をしており、他には文

書を保有していないものである。

なお、道路計画課では、打合せや会議などの場合の記録文書の作成は、資料等の配布があり出張を伴う場合は復命書として作成、庁内の場合は会議録として作成しているが、資料等の配布がない簡易な打合せやあいさつ程度の面談については、作成していない。

また、異議申立人は、文書管理と文書検索方法の不備を補充する手立てをしないまま漫然とした検索結果を開示したことに異議を申し立てるとしている。

しかし、道路計画課の文書管理は、千葉県行政文書管理規則及び千葉県行政文書規程に基づき適正に行っており、また、文書検索方法についても、適正に管理保管された文書目録から行っている。

5 異議申立てのその余の理由について

異議申立人は、開示の際に公管金11億300万円という数字がいつどのように決まったかを示す文書の調査回答の不備があるなどの主張をしている。

これらは、いずれも当該決定の開示を実施した際に、異議申立人から、本件で開示された文書及び既に関示された文書以外に、公管金についての打合せ・会議の記録及び資料を組合及び佐倉市へ確認するよう要請があったことに対して、当課が年度末という多忙な時期にも関わらず対応したものである。

したがって、この異議申立人の主張は、本件とは全く関係なく、当方の回答が不備で遅延が著しいという主張には理由がないものである。

さらに、異議申立人は、「組合に行政文書の存在を問い合わせること自体、その回答の公正さや透明性確保できないばかりか、文書の隠匿や改ざんをさえ助長しかねない。」と主張していることは、誠意を持って対応したものであるもので、はなはだ遺憾である。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件決定について

異議申立人が平成16年12月16日付けで行った行政文書開示請求は、「『国道道路改築事業国道296号バイパス工事に係る佐倉都市計画事業井野東土地区画整理事業の費用負担に関する覚書』にいたる事前協議等過程がわかる文書全般」（本件請求1）、「とくに事業計画変更（03.

4. 1 1) 認可の折、公管金について言及し、変更せずとのチェック・確認がわかる文書」(本件請求2)、「同上土地区画整理事業組合が未だ準備組合の折、提出された事業計画書の中の資金計画の中、公管金について言及協議した文書」及び「保留地処分価格の積算根拠が示されているにもかかわらず、公管金の積算根拠が事業計画書に記述がないようだがなぜなのかが分かる文書。保有、作成、組合からの取得が不要な根拠を示す文書」であった。(以下、併せて「本件請求」という。)

実施機関はこのうち本件請求1に対し、道計第255号により、「『佐倉市井野東土地区画整理事業の事前説明』会議録」及び「佐倉市井野東土地区画整理組合の設立認可申請に係る事前協議について(回答)」を特定し、本件決定1を行い、本件請求2に対し行政文書の不存在を理由とした本件決定2を行ったものである。

また、実施機関は、本件請求1に対し、印旛地域整備センター(平成15年度以前における印旛土木事務所。以下同じ。)を担当所として、別途下記の決定(以下「印整決定」という。)を行い、印整決定を不服とする異議申立てに対しては、答申第202号で検討しているところである。

記

1 行政文書開示決定

- (1) 平成12年9月12日「井野東土地区画整理の事業認可の事前打合せ」
- (2) 平成14年11月12日「296号バイパス工事に係る佐倉市井野東土地区画整理事業の費用負担に関する覚書締結のための事前打合せ記録」
- (3) 平成14年11月18日「国道296号バイパス工事に係る公管金算定のための佐倉市井野東土地区画整理組合との不動産鑑定についての打合せ記録」

2 行政文書部分開示決定

- (1) 「鑑定地の選定」の伺い文書
- (2) 平成14年9月5日「不動産の鑑定を行う土地について」
- (3) 国道道路改築事業佐倉市井野東土地区画整理組合公管金資料

2 本件決定で開示された行政文書以外の行政文書の存在について

異議申立人は異議申立書において、様々な主張をしているが、要約すれば実施機関が行った本件決定1及び本件決定2に関して、いずれも行政文書の検索が不十分であり、他に特定すべき文書が存在するとの主張である

と解される。

また、本件請求1及び本件請求2の趣旨は、公管金の決定の経緯及び事業計画変更の認可に際して公管金を変更しなかったことの経緯についての行政文書全般の開示を求めているものと解されるので、まず公管金に係る制度等について概観し、その後、実施機関が行った本件決定1及び本件決定2について、それぞれの文書の特定等の妥当性について検討する。

(1) 公管金について

公管金とは、土地区画整理法第120条を根拠とするもので、区画整理区域内に道路、公園、河川など重要な公共施設の整備計画がある場合、その公共施設用地を取得する場合の用地費、補償費及び事務費の範囲内で、土地区画整理事業者が公共施設管理者に対して求めることができる費用負担のことである。

本件請求に係る公管金（以下「本件公管金」という。）は、一般国道296号八千代バイパスに係る佐倉市井野東土地区画整理事業区域内の道路用地のものであり、本来、道路管理者である実施機関が、自ら道路用地を取得した場合に要する費用（補償費を含む。以下「用地取得費用」という。）の額の範囲内で、覚書を交換して公管金の額を決定する必要があるものである。

(2) 本件公管金の額の決定について

本件公管金の額の決定に当たっては、道路管理者である実施機関が、用地取得費用を算定するため、当該土地が市街化区域に編入される前の平成13年3月1日の時点及び市街化区域編入後の平成14年12月1日の時点の両時点について、それぞれ2社の不動産鑑定業者に印旛地域整備センターが鑑定評価を委託し、示された鑑定評価額の低額の評価額を採用単価とするなどして、上記両時点の用地取得費用を算定したうえ、組合から提示された本件公管金の額を比較し、本件公管金の額が用地取得費用の範囲内であることを確認していることが認められる。

そして、組合が行った本件公管金の額の算定は次のように行われていることが認められる。

ア 事業計画書（案）中の資金計画に公管金の額（11億300万円）が計上されていることから、本件公管金の額の算定は、事業計画書（案）の作成時期である平成12年6月以前に算定されたものと認められる。

イ 本件公管金の額の算定における用地費の算定は、従前土地の単価を基に行われており、当該従前土地の単価は、組合設立認可予定の時点であった平成13年の見込みの単価（35,000円/m²）で設定されている。

ウ 本件公管金の額の算定における補償費の算定は、建築物移転補償費として標準的な対象家屋の床面積（95.22 m²）を採用し、モデルケースとしての1軒の補償額（25,000,000円）の5軒分として設定している。

(3) 本件決定1で開示された行政文書以外の行政文書について

実施機関は、本件決定1において上記1のとおり2件の行政文書を特定し、開示決定を行った。また、実施機関に確認したところ、本件請求以前に行われた異議申立人からの開示請求に対して、「一般国道296号改良工事に係る佐倉市井野東土地区画整理事業の費用負担に関する覚書の締結について」を特定した部分開示決定（以下「既開示決定」という。）を行っている。そして、本件決定1を行うに当たっては、既開示決定において特定した行政文書は、本件決定1における対象文書に含めなくて良いとの意向を異議申立人から受けているとのことである。

そうすると、本件決定1においてさらに特定すべき行政文書が存在したかについての検討は、本件決定1と既開示決定で特定された行政文書以外の行政文書の存在について行うべきものと判断される。

そこで、検討すると、公管金の性格や本件公管金の額の決定の概要は上記(1)及び(2)のとおりであり、覚書における費用負担（公管金）の額は、組合が提示した公管金の額について、その算定方法の妥当性及び当該公管金の額が実施機関が算定した用地取得費用の範囲内であるかを判断して、道路管理者である実施機関が認めることによって決定するものとの実施機関の説明は不合理とは言えない。

そして、組合が組合の設立認可予定時点である平成13年における従前土地の単価を基に公管金の額を算定し、道路管理者である実施機関が市街化区域編入の前後について鑑定評価を実施し、それとの比較によって本件公管金の額を決定したものと認められる。よって、本件決定1及び既開示決定において特定された行政文書以外の行政文書が存在しなければならない根拠は確認できない。

しかしながら、異議申立人は、認可の際の事業計画書に付された「経過報告書」を基に、開示されている行政文書の他に、少なくとも8回の打合せ・会議の記録及び資料が存在すると主張している。一方、実施機関は資料等の配布がない簡易な打合せやあいさつ程度の面談については、復命書や会議録は作成していないと説明する。

異議申立人が示す8回の期日の協議のうち、平成11年12月14日以外の7回の期日の協議については、県側の当事者は印旛地域整備センターとされているところ、本件請求1に対して実施機関は印旛地域整備セ

ンターを担当所として別途、印整決定を行い、当該決定に対する異議申立てについては、答申第202号で検討しているところである。

印整決定において対象とする行政文書に記録される協議以外の協議で、異議申立人が示す期日のものについて、実施機関の説明するような資料等の配布がない簡易な打合せやあいさつ程度の面談であったかは確認できないが、組合の側に打合せを行った記録が残っていたことをもって、協議に参加した実施機関として同種の記録を保有していることの根拠とすることまではできないものと認められる。そして、当時、実施機関の事務に適用されていた旧千葉県処務規程（昭和31年千葉県訓令第10号）第61条第3項の復命に関する規定にも「ただし、当該旅行が上司に随行した場合又は用務が軽易な事項であると所属長が認める場合には口頭で復命させることができる。」と規定されていることや、開示された打合せ記録が「会議打合せメモ」とする簡易な記録であることなどを考慮すると、開示されたもの以外の打合せ記録を作成していないとする実施機関の説明は、不合理とまではいえない。

また、現に実施機関の事務室、書庫等からもその存在は確認されないことから、開示された行政文書以外の文書は存在しないとした判断は妥当である。

(4) 本件決定2で不存在とした行政文書の存在について

ア 事業計画の変更手続について

組合が事業計画を変更するに当たっては、事業認可権者である知事の認可を受ける必要があり、事業計画変更認可申請は、事業認可の事務を所掌する都市整備課において審査する。その際、都市整備課は組合の申請に係る変更計画の収入予算において、公管金の額の変更が予定されている場合など必要があると認めた場合には、道路管理者としての事務を所掌する道路計画課に協議を行うこととなる。

イ 平成15年の事業計画変更について

都市整備課に確認したところ、本件請求2にいう平成15年4月11日の事業計画変更認可における変更の内容は、資金計画の変更を行うものであり、事業計画における保留地価格を下方修正したことにより、資金計画の収入を減額変更するとともに、工事費を縮減し支出を減額変更したもので、組合の申請に係る変更計画においても本件公管金の額は変更されていない。

ウ 対象文書の不存在について

本件公管金の額は、上記(2)のとおり従前土地の単価を基に算定されたものである。組合の申請に係る変更計画において、従前土地の単価が変更されていないことや、また地価の下落によっても、区画整理事業後の用地取得費用が、本件公管金の額を下回るまでに至っていないと想定される状況の下では、本件公管金の額を変更すべき理由はないものと考えられる。

このことから、組合の申請に係る変更計画には公管金の額の変更が含まれていないことに不合理な点はないものと認められ、したがって、都市整備課から道路計画課への協議も行われていないものと認められる。

また、事業計画変更認可に当たって、さらに公管金の額について変更しないことのチェック・確認を行うべき根拠もなく、都市整備課において、協議についての行政文書を作成することや道路計画課で当該行政文書を取得することは考えられず、本件請求2の対象となる行政文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

よって、本件請求2の対象となる行政文書は存在しないとした判断は妥当である。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、開示の実施の際の実施機関の対応等について、様々な主張をしているが、対象となる行政文書の存否の判断に影響がある事項ではないため、当審査会は判断しない。

4 結 論

以上のとおり、本件請求1及び本件請求2に対して特定すべき文書は、本件決定1で特定した文書以外には存在しないと認められるので、本件決定1の行政文書開示決定及び本件決定2の行政文書不開示決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 4. 25	諮問書の受理
17. 6. 8	実施機関の理由説明書の受理
17. 7. 14	異議申立人の意見書受理
17. 7. 28	審議 実施機関から開示決定等の理由聴取
17. 9. 26	審議
17. 10. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成17年10月27日現在)